

山口労雇均発 0414 第 2 号  
令和 4 年 4 月 14 日

関係団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

「カスタマーハラスメント対策企業リーフレット」の送付について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、カスタマーハラスメント防止対策について、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（以下「指針」という。）を策定し、周知に取り組んでいるところです。

この度、新たにカスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応などカスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載した「カスタマーハラスメント対策企業リーフレット」等を作成しましたので、会員の皆様方への周知をお願いいたします。

【参考】

●今回送付しますリーフレットその他、マニュアル、ポスターはいずれも、厚生労働省ホームページ「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」からダウンロード可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_kintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kintou/seisaku06/index.html)

担当

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 赤尾

室長補佐 佐伯

電話 083-995-0390